別表六(七)の記載要領第11号を削り、同第10号中「第27条の13第３項第１号」を「第27条の13第８項第１号」に改め、同号を同第11号とし、同第９号中「第27条の13第３項第１号」を「第27条の13第８項第１号」に改め、同号を同第10号とし、同第五号(1)及び(2)中「「(15)」」を「「(17)」」に改め、同号(3)中「「(15)」」を「「(17)」」に、「「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (13)又は(13)×(14) (15)」」を「「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (15)又は(15)×(16) (17)」」に、「「同上のうち継続雇用者に係る金額 (13)」」を「「差引 (12)－(13)又は(12)－(13)＋(14) (15)」」に、「第27条の12の４の２第13項第２号ロ（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）」を「第27条の13第３項第２号ロ」に改め、同号を同第四号とし、同表の記載要領に次の11号を加える。

5　「継続雇用者に対する給与等の支給額　(12)」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の13第６項第１号イに規定する継続雇用者に対する給与等（同法第42条の12の５第３項第３号（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する給与等をいう。）の支給額を記載すること。

6　「差引 (12)－(13)又は(12)－(13)＋(14) (15)」の欄は、令和３年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「(12)－(13)又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は(12)－(13)＋(14)」を消すこと。

別表六(八)の表を次のように改める。